

令和8年第2回定例会（会議録）

開 催 日	令和8年2月19日（木）
開 催 場 所	あま市役所 2階 F会議室
開 催 時 間	午後2時00分 ～ 午後4時35分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、吉川孝子、近藤真司
欠 席 委 員	三浦 明里
出 席 者	教育長 他事務局職員8名
傍 聴 人	0人
議 事 日 程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第5号 令和8年度3月議会の議案（任命同意・当初予算（案）） について（非公開）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第6号 令和8年3月議会の議案（補正予算（案））について （非公開）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第7号 区域外就学申請について（審議）（非公開）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第8号 指定学校変更申請について（審議）（非公開）</p> <p style="padding-left: 2em;">議題第9号 教育支援室の入室について（非公開）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第10号 特別支援学級の入退級について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)あま市特別支援学校等給食費保護者負担軽減事業（追加分）実施 要綱の新設について（報告）</p> <p style="padding-left: 2em;">(2)あま市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について（報告）</p> <p style="padding-left: 2em;">(3)あま市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部改正につい て（報告）</p> <p style="padding-left: 2em;">(4)後援申請について（報告）</p> <p style="padding-left: 2em;">(5)あま市教育立市プラン令和8年度重点目標について（報告）</p> <p style="padding-left: 2em;">(6)あま市立小中学校タブレット端末持ち帰りガイドラインについ て（報告）</p> <p style="padding-left: 2em;">(7)小中学校あり方課題別検討委員会（部活動改革）報告書について （報告）</p> <p style="padding-left: 2em;">(8)第51回衆議院議員総選挙において学校等を投票所として借用 することについて（報告）</p> <p style="padding-left: 2em;">(9)区域外就学申請について（報告）（非公開）</p> <p style="padding-left: 2em;">(10)指定学校変更申請について（報告）（非公開）</p>

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">(1)就学援助費の受給審査について（報告）（非公開）(2)通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開）(3)あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開）(4)生徒指導（令和8年1月）について（報告）（非公開） |
|--|---|

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後２時００分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程１、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程２、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程３、教育長の経過を報告する。
	(令和８年１月１７日～令和８年２月１９日の経過を報告)
	市教育委員会関係 6回
	教育長用務 6回
	教育総務課事業 1回
	学校教育課事業 10回
	生涯学習課事業 4回
	スポーツ課事業 13回
	市行事 10回
	市議会関係 2回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程４、議案 0件公開 6件非公開
教 育 長	日程５、その他報告事項 8件公開 6件非公開
教 育 長	(１)「あま市特別支援学校等給食費保護者負担軽減事業(追加分)実施要綱の新設について(報告)」
学 校 教 育 課 長	あま市特別支援学校等給食費保護者負担軽減事業(追加分)実施要綱を新設しました。
	【新設趣旨】
	エネルギー・食料品価格等の価格高騰に伴い、特別支援学校及び国・

<p>学校教育課長</p>	<p>県立小中学校に通う小中学生の保護者の負担軽減を図るため、令和8年1月から令和8年3月に、特別支援学校又は国・県立小中学校に在籍し、本市に在住する小中学生のうち、給食の提供を受けている児童生徒の保護者を対象に、市が市内公立小中学校で行う給食費の無償化相当分を支給するもの。</p> <p>【新設内容】</p> <p>1. 対象期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>2. 対象者 以下のいずれにも該当する児童生徒の保護者</p> <p>①本市の住民基本台帳に記載されていること</p> <p>②対象期間中、児童又は生徒が特別支援学校又は国・県立小中学校に在籍していること</p> <p>③対象期間において、在籍する特別支援学校又は国・県立小中学校から学校給食の提供を受けていること（学校給食の提供であることから、病院内学級における病院から入院食の提供を受けている場合は除く。）</p> <p>○ただし、愛知県教育委員会が実施する特別支援教育就学奨励費又は、本市が実施する学校給食費の全額免除等、支援金以外による支給対象期間の全期間における学校給食費の全額支給又は全額免除の決定を受けた者を除く</p> <p>3. 支給金額 県立学校給食費等軽減対策支援金の1食あたり170円を予め減じた給食費に日数を乗じた額</p> <p>①小学校又は特別支援学校の小学部の第1学年から第5学年までに在籍する児童 5,500円</p> <p>②小学校又は特別支援学校の小学部の第6学年に在籍する児童 5,280円</p> <p>③中学校又は特別支援学校の中学部の第1学年及び第2学年に在籍する生徒 7,000円</p> <p>④中学校又は特別支援学校の中学部の第3学年に在籍する生徒 5,460円</p>
---------------	---

学校教育課長	4. 申請期限 令和8年1月30日まで
	5. 支給方法 支給を決定した申請者に口座振込の方法で支給する
	【施行期日】
	公示の日から施行する。
	令和8年3月31日限り、その効力を失う。
	(以下概略を説明)
学校教育課長	市長部局としての支給に係る実施要綱ではありますが、本来、教育委員会会議においてご意見をいただいて決定すべきものです。しかし、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、これらの事業を実施するにあたり、急いで制定する必要がございましたので教育長の意見を聴取することにより制定をしております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	専決報告とっていただいた方がいいかもしれません。
学校教育課長	分かりました。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「あま市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について(報告)」
学校教育課長	あま市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正した教育長専決報告です。
	【趣旨】
	令和3年に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が示されたことに伴い、文部科学省が示した就学事務システム(就学援助)標準仕様書の帳票要件に適合させるため、関係要綱の改正を行うもの。また、令和8年度からマイナンバー制度における情報ネットワークシステムを使用した情報照会に対応できるよう個人番号(マイナンバー)を記入する欄を設けた申請書に修正するもの。
	【内容】
	就学援助認定申請書(様式第1号)を就学援助費認定申請書に修正

学校教育課長	し、様式を変更。就学援助認定通知書（様式第2号）を就学援助費認定通知書に修正し、様式を変更。就学援助不認定通知書（様式第3号）を就学援助費否認定通知書に修正し、様式を変更。就学援助認定取消通知書（様式第4号）を就学援助費認定取消通知書に修正し、様式を変更。
	【施行期日】
	令和8年3月1日から施行する。
	（以下概略を説明）
学校教育課長	地方公共団体情報システム標準化に伴い文部科学省が示した就学援助システム、標準仕様書の帳票を様式第1号から4号までの変更を行い、要綱へ反映させる事務的なものです。
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	（3）「あま市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部改正について（報告）
学校教育課長	あま市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の一部を改正した教育長専決報告です。
	【趣旨】
	令和3年に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が示されたことに伴い、文部科学省が示した就学事務システム（就学援助）標準仕様書の帳票要件に適合させるため、関係要綱の改正を行うもの。また、令和8年度からマイナンバー制度における情報ネットワークシステムを使用した情報照会に対応できるよう個人番号（マイナンバー）を記入する欄を設けた申請書に修正するもの。
	【内容】
	別表第1支給額生徒会費とPTA会費を修正する。
	特別支援教育就学奨励費認定申請書（様式第1号）の様式を変更。
	特別支援教育就学奨励費認定通知書（様式第3号）の様式を変更。特

学校 教育 課 長	別支援教育就学奨励費不認定通知書（様式第4号）を特別支援教育就学奨励費否認定通知書に修正し、様式を変更。特別支援教育就学奨励費認定取消通知書（様式第5号）の様式を変更。
	【施行期日】
	令和8年3月1日から施行する。
	(以下概略を説明)
学校 教育 課 長	別表第1の支給額のうち、生徒会費とPTA会費の年額を12ヶ月で除すると、未満の0.5円ということがありますので、システム上ですけれども端数を切り捨てて最終の3月で端数をまとめて支給することになります。
	また、標準仕様書の帳票を第1号から第5号までの変更を行い要綱へ反映させるものとなります。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(4)「後援申請について(報告)」報告3件
教育総務課長	①「「ありがとうを贈ろう。」キャンペーン((株)平安閣)」(生涯学習)
	事業目的は、ありがとうと感謝することの大切さを伝え、心豊かな社会にするためとのことです。
	事業内容は、大切な人へ贈るありがとうのメッセージを募集し、「ありがとうの本」を制作。本を配布し、読んでもらうことで感謝の気持ちを増やしていく活動。とのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、あま市の小学生をはじめ市民の皆様にも「ありがとうを贈ろう。」キャンペーンを広く周知していただき、応募及び本を読んでいただくためとのことです。
	開催期間は、2026年5月1日から2026年12月31日まで(245日間)です。
	開催場所は、HPで募集、平安閣各施設で応募用紙を配布、また可能な小中学校へ応募用紙をお届けとのことです。
	参加者は、一般、小学生、中学生、学生の9,000人です。

教育総務課長	参加料は、無料です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	令和7年1月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	②「2026春アズワンワンダースクール自然体験教室（特定非営利活動法人アズワン）」（生涯学習）
	事業目的は、別紙添付のとおりとのことです。
	事業内容は、別紙開催概要のとおりとのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、毎年市内の児童生徒が参加しています（昨年のおま市からの参加者は9名）とのことです。
	開催期間は、令和8年3月20日～令和8年5月3日（16日間）です。
	開催場所は、福井県坂井市 越前松島水族館 他とのことです。
	参加者は、愛知県、海部地域、市内、その他（岐阜県、三重県）の小中学生370人です。
	参加料は、36,800円～52,800円です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	令和7年2月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	③「オモロー授業発表会 in 海部地域（オモロー授業発表会海部地域実行委員会）」（その他）
	事業目的は、学校の先生方やそれを目指す学生、教育に携わる方の授業を通して、地域の方々に広く今の教育を知ってもらい共に対話するためとのことです。
	事業内容は、10分間で先生方が授業を行い、その後参加者で対話をして地域の方々、教育に関心がある方、教育に携わっている方と作り上げるイベントとのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、今後、海部地域全体でオモローを開催していくことを目標とし、おま市の先生や子どもたちにも

教育総務課長	参加して欲しいためとのことです。
	開催期間は、令和8年5月9日（1日間）です。
	開催場所は、弥富市総合社会教育センター中央公民館ホールです。
	参加者は、全国の一般・学生150人です。
	参加料は、無料です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	令和7年6月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(5)「あま市教育立市プラン令和8年度重点目標について(報告)」
教育総務課長	あま市教育立市プランにおける教育委員会各課の令和8年度重点目標です。
	(教育総務課)
	施策4 学校の教育環境の整備と充実に努める
	(学校教育課)
	施策1 学校の教育力を充実させ、あまっ子の学ぶ力を高める
	施策2 人に思いやりを持ち、共に生きるあまっ子を育む
	施策3 開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを進める
	施策4 学校の教育環境の整備と充実に努める
	(生涯学習課)
	施策5 共に考え、学び、楽しむ生涯学習社会を創る
	(スポーツ課)
	施策6 スポーツ環境の充実に努める
	(以下概略を説明)
教育総務課長	4月の校長会議で各学校に周知をする予定をしております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	毎年見せていただいて、今年言うことではありませんが、例えば、「ものしりジュニア検定」、教育総務と学校教育の間とかこういうの

委 員	とか「昔の暮らしの移り変わりを伝える。」これは学校教育課が基本や っているんですか。生涯学習課ではありませんか。
生涯学習課長	講師が学校に出向くところは、生涯学習課の役割です。
委 員	学校からの意向を受けてやってるだけだということは、これは授業 の一環でという生涯学習課の事業として重点では挙げてないという、 そういうことですか。
生涯学習課長	ほぼ毎年のことなので生涯学習課では重点目標にのってないです。
委 員	あと気になったのが、教育総務と学校教育において、例えば今回の 言葉の条例の関係とか、甚目寺東小の猛暑対策、そういったものは書 いていない。逆に書いた方がいいんじゃないかという意見です。 あとはスポーツ課の運動部活動地域移行の関係はどういう取り組 みをするかっていうのは書いてありますか。
学校教育課長	弁当の日の支援という形で条例制定前からすでに取り組んでも のなので項目としては、もともと入っている形となっております。
委 員	これは重点目標をどうとらえるかなのですが、令和8年度の重点目 標であり、その年度の重点とする目標なので、毎年多少変わってもい いと思います。来年度は何を集中的にやりたいと思っているかを記載 するもので、毎年やってる事業であるなら書かなくてもよくて、来年 度に本当に何に力入れてやりたいかということに記載いただくのも 必要かというふうに思いました。
教 育 長	次年度以降は文言や内容について、より確認させていただきます。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(6)「あま市立小中学校タブレット端末持ち帰りガイドラインにつ いて(報告)」
教育総務課長	児童生徒が学校外や家庭においてタブレット端末を安全かつ快適 に利用できるよう、持ち帰りの目的、基本方針、運用ルール等を定め たガイドラインを策定しました。 持ち出しの対象となるのは、教育委員会が管理する児童生徒用及び

教育総務課長	教職員用のタブレット端末本体と、その付属品になります。
	家庭での利用方法としては、オフラインに加えて家庭のインターネット回線を利用する方法、さらには、通信環境が十分でない家庭に対し、モバイルルーター等を無償で貸し出す仕組みを整えております。
	その他に事前準備として、学校や児童生徒保護者が準備しておくこと。児童生徒教職員のタブレット端末の学校外への持ち出し、不慮の事故への対応方法などについて明記をしています。
	また、本ガイドラインは、あま市学校等教育情報セキュリティポリシーの改正、ICT機器の学習環境の大きな変化、運用上の課題や改善点の顕在化、関係法令指針等の改正といった状況に応じて今後見直しを行うこととしています。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	先日、学校から保護者宛てに家庭におけるネットワーク状況を調査する照会が、t e t o r uで学校から流れてきたと聞きましたが、ガイドラインを示したことによって照会されたということですか。
委 員	家庭の環境というか、無線LANや、インターネット回線の環境の調査が来ていたと聞きました。
教育総務課長	このガイドラインを制定したのにあわせて、今年度内に1度は持ち帰りを実施するように学校へ依頼しました。その持ち帰りにあたって、どの学年でどのような学習活動をするかについては各学校によって実施内容が異なりますが、大まかな実施方法についてはガイドラインで示したので、各学校が実施するにあたって、そのような照会をした学校があったのかと思います。
委 員	保護者宛てに照会してるようです。
教育総務課長	インターネット回線環境が無い家庭へは、モバイルWi-Fiルーター貸しますという案内のためかと想像するところです。依頼して、持ち帰りが本格化してから、一気に貸し出し件数が増大しました。
委 員	このガイドラインは各学校がもう承知してる内容ということで、そ

	れに基づいて動きをしているってということですね。
教育総務課長	お見込みのとおりです。現場の先生がどこまでご存じかは、分からないですが、今年度の夏頃に教職員のICT部会に教育総務課職員が参加してガイドライン案をお渡しました。その後、年末ぐらいまでかけてICT部会の先生方に内容の検討や精査をしていただいて、今年1月にでき上がったものです。完成と同時並行で各学校へ年度内に1回持ち帰るよう依頼しているものです。
教 育 長	ご説明のとおりです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(7)「小中学校あり方課題別検討委員会(部活動改革)報告書について(報告)」
学校教育課長	1 委員会の名称 あま市小中学校あり方課題別検討委員会(部活動改革)
	2 基本方針 「あま市小中学校の在り方に関する基本方針」による
	3 設置の目的 休日部活動について、小中学校の将来を見据えたあり方に向けて具体的な方策を実施するにあたり、学校関係者及び市民等から広く意見を聴取するため。
	4 委員会開催日及び場所 開催日 令和7年12月25日(木) 開催場所 市役所 2階 B会議室 開催時間 15:00から16:30まで
	5 部活動の方針及び市の現状 国は、部活動の地域展開に向けて、令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間、令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間としている。さらに、改革実行期間を前期3年と後期3年に分け、前期3年のうちに地域展開等に着手することとしている。

<p>学校教育課長</p>	<p>市では、この前期改革実行期間において、部活動地域連携・地域展開推進計画を策定し、令和10年度からは現在の形での休日部活動は原則行わず、地域クラブ活動へと展開していく予定とする。</p> <p>6 改革の必要性</p> <p>これまでの部活動は、教職員による献身的な勤務の下に成り立っており、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現するためには、特に休日の部活動における教職員の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>また、少子化が進行する中でも、スポーツや文化芸術活動を継続的に実施できる機会を確保し充実させるために、地域全体で多様な活動機会を提供し、部活動が長年担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することで、年齢や能力に関係なく誰もが日常的に豊かで幅広い活動に参加でき、スポーツや文化活動が生活の一部として定着することが期待される。</p> <p>7 説明事項</p> <p>(1) 国及び市の部活動改革の方向性</p> <p>国の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5～7年度を改革推進期間、令和8～13年度を改革実行期間と設定 <p>市の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和10年4月から休日の部活動を原則として地域クラブ活動へ移行 <p>(2) 地域連携モデル事業（柔道部）の現状と課題</p> <p>実施校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美和中学校、甚目寺南中学校 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の指導者を部活動指導員として招聘し、専門的な技術指導を実施 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担（月額1,000円）の徴収
---------------	---

学校教育課長	・顧問の協力が不可欠
	・受益者負担の整理が不十分
	・部活動指導員の生徒指導面での難しさ
	・練習試合参加時の費用負担者と非負担者の扱い
	(3) 部活動推進計画（令和8年度～令和10年度）
	・3年間で休日の部活動改革を進める
	(4) 地域クラブの認定制度
	・スポーツ庁・文化庁のガイドラインに基づき、市で認定の仕組みを整備予定
	(5) 部活動指導員の配置
	・令和8年度から会計年度任用職員として整理
	・引率や生徒指導にも協力を得る
	(6) 令和8年度事業計画
	・部活動指導員の配置拡充（美和中学校剣道部、市内全5中学校卓球部）
	・あまスポーツクラブへの委託による地域クラブ活動（陸上部）
	・あまスポーツクラブへの委託による短期講座実施（ダンス教室）
	・部活動地域連携・地域展開推進協議会の設置
	8 課題に対する委員の意見
	(1) 費用負担と参加機会の格差について
	・月額1,000円の費用でも、兄弟がいる家庭では負担になる可能性がある
	・経済的に厳しい家庭の子どもたちが参加を躊躇する可能性がある
	・同じ学校内で部活動によって費用発生に差が出ることへの懸念
	・令和10年度以降、会費が大幅に上昇する可能性への不安
	(2) 顧問と部活動指導員の関係
	・指導方針の違いによる対立の可能性
	・生徒指導面での外部指導者の役割の不明確さ
	・平日（顧問指導）と土日（部活動指導員指導）の活動の連携の難し

学校教育課長	さ
	(3) 活動内容と生徒の成長について
	・ 土日に参加する生徒と平日のみ参加する生徒の間の技術差の拡大
	・ 初心者だけの活動による切磋琢磨の機会の減少
	・ 平日の短い活動時間（10分～15分）による生徒のモチベーション低下
	(4) 文化部、特に吹奏楽部の課題
	・ 高額な楽器の管理と移動の問題
	・ 練習場所の確保（特に甚目寺中学校以外の学校）
	・ 文化部全般の地域展開の必要性の再検討
	(5) 小規模校での課題
	・ 部員数不足によるチーム編成の困難さ
	・ 他校との合同部活動実施時の生徒の抵抗感
	(6) 地域クラブの持続可能性
	・ 少人数の部活動の運営継続の可能性
	・ 採算の見込みが立たないクラブ活動の消滅の可能性
	(7) 保護者への説明と理解促進
	・ 継続的な説明会の必要性
	・ 保護者の意識改革（学校での活動に対する費用負担への抵抗感の解消）
	(8) その他の課題
	・ 教員の働き方改革と部活動指導への思い入れのバランス
	・ 地域の受け皿（クラブ）不足
	・ 指導者の確保と質の担保
	・ 大会や練習試合の運営方法
	・ 長期休暇中の活動の在り方
	9 先進事例の紹介
	(1) 大府市の取り組み
	・ 月額2,000円の参加費（就学援助家庭は免除）

学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・約85～90%の参加率
	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者への研修実施
	(2) 他自治体の多様な地域展開パターン
	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体直営型、個別クラブ認定型、管理団体委託型など
	(3) 共通課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の理解を得ること
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で効率的な運用の仕組み整備（ICT活用等）
	10 今後の予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の継続（令和6年度～8年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の会議開催予定（モデル事業の総括）
	<p>本会議では、部活動の地域展開に向けた具体的な計画と多岐にわたる課題が議論されました。特に、費用負担の問題、指導体制の整備、文化部の対応、小規模校での運営など、様々な観点からの検討が必要であることが確認されました。また、先進事例を参考にしつつ、あま市の実情に合わせた持続可能な仕組みづくりが求められています。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
学校教育課長	あま市小中学校のあり方に関する基本の方針により実施をいたしました。
	この会で3回目の実施となりますが、休日部活動の地域展開についての市の方向性を示し、学識経験者、学校長代表、部活動顧問代表からご意見をいただきました。
	<p>国は部活動の地域展開に向けて、令和5年度から令和7年度の3年間で改革推進期間、令和8年度から13年度までの6年間で改革実行期間としており、さらに改革実行期間を前期3年と後期3年に分け、前期3年のうちに地域連携、地域展開に着手することとしております。</p>
	<p>市ではこの前期改革実行期間において、部活動地域連携、地域展開推進計画を策定し、令和10年度からは、現在の形での休日部活動は原則行わず、地域クラブ活動へと展開していく予定をしております。</p>
	<p>少子化が進行する中でもスポーツや文化芸術活動を継続的に実施</p>

学校教育課長	<p>できる機会を確保し、充実させるために、これまでの教職員が主体となっていてきた活動から地域全体で多様な活動機会を提供する形に移行し、部活動が長年培ってきた教育的意義を継承発展させつつ、新たな価値を創出することで、年齢や能力に関係なく誰もが日常的に豊かで幅広い活動に参加できスポーツや、文化活動が生活の一部として定着することが期待されています。</p> <p>これらを踏まえ、事務局からの提案として、次の4項目を議題とさせていただきます。</p> <p>1つ目が部活動地域連携地域展開推進計画の策定について。</p> <p>2つ目が地域クラブの認定制度の創設について。</p> <p>3つ目が部活動指導員の配置について。</p> <p>4つ目が令和8年度事業計画について。</p> <p>これら4点を議題とさせていただきます。</p> <p>委員には事前に資料配布を行った上で、部活動地域展開全体について意見をいただきました。</p> <p>出ました主な意見としましては、費用負担と参加機会の格差について、顧問と部活動指導員の外部指導者の関係について、文化部特に吹奏楽部の課題、地域クラブの持続可能性、保護者への説明と理解促進、こういったことが意見として出ました。</p> <p>これらの委員の意見を踏まえまして、モデル事業を継続実施しながら、令和10年4月から休日部活動を原則地域クラブ活動へと展開できるように検討を進めて参ります。</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	今回の報告書は12月25日に開催された委員会ですが、7年度に開催するのは1回だけですか。
学校教育課長	そのとおりです。
委 員	何回開催したのかというよりは、要は保護者代表のPTA連絡協議会の会長、副会長が欠席していらっしゃるの、保護者の意見がどの程度、反映されているか不安に思います。

委 員	来年度以降また検討を続けていってもらうことになるので、それぞ れの回では欠席者も出るかと思えます。日程調整はなかなか簡単な話 ではないと想像します。
教 育 長	ご推察のとおりです。
委 員	欠席の連絡を受けたということで、事前に欠席した委員から何か意 見をもらうことはしましたか。
教 育 長	資料を事前に送付しているので、意見があればご連絡いただくよう お願いしております。
学 校 教 育 課 長	今回は保護者の方は参加していらっしゃらないものの、部活動顧問 の先生から実態に即したご意見、思いは語っていただいたという認識 をしております。
教 育 長	その中で、保護者はこのように考えている、というような意見はも ちろんありました。ただし、それは先生が見聞きした代表的な意見で あり、委員として出席した保護者の意見ではありませんが。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(8)「第51回衆議院議員総選挙において学校等を投票所として借 用することについて(報告)」
教 育 総 務 課 長	令和8年2月8日に行われました、第51回衆議院議員総選挙の投 票所としまして、資料に記載の小学校、公民館、総合体育館を貸し出 ししましたのでご報告をさせていただきます。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。それでは公開部分を終了します。
	議案第5号から第10号並びにその他非公開案件に関しては秘密会 とし、あま市教育委員会会議規則第14条第3項により会議録につい ても非公開とします。
委 員 全 員	(異議なし)

(傍聴人0人)

【次回予定】

・令和8年3月17日(火)午後2時00分 定例会

(あま市役所 2階 A1A2会議室)

【閉会時刻：午後2時37分】

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和8年3月17日

教育長 伊藤克仁

教育長
職務代理者 溝口正己

委員 小笠原英司

委員 吉川孝子

委員 近藤真司

委員 三浦委員欠席

事務局 鎌倉崇志

会議録作成 野々目清司